

広島県告示第四百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十年四月十日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業所	所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ドラエ	広島市安芸区船越南三丁目一五―一―二〇一	特定非営利活動法人コアジスト協会	特定非営利活動法人コアジスト協会ヒューマンサポートセンター	広島市中区竹屋町五―一〇―二〇二	訪問介護	平成二〇年三月一日
株式会社龍星	尾道市神田町二番二四号	医療法人社団神田会	医療法人社団神田会木曾病院	尾道市神田町二番二四号	通所リハビリテーション	平成二〇年三月一日
福山医療生活協同組合	福山市木之庄町三丁目六番一〇号	福山医療生活協同組合デイサービスすみれ	福山医療生活協同組合デイサービスすみれ	福山市木之庄町三丁目六番一〇号	通所介護	平成二〇年三月一日
株式会社ドラエ	大竹市木野二丁目一〇〇番	有料老人ホーム秀東館若竹	有料老人ホーム秀東館若竹	大竹市木野二丁目一〇〇番	特定施設入居者生活介護	平成二〇年三月一日
株式会社ドラエ	東広島市志和町志和東一二〇一―番地の一	ドエル東志和訪問介護事業所	ドエル東志和訪問介護事業所	東広島市志和町志和東一二〇一―番地の一	訪問介護	平成二〇年三月一日